

## 議案第39号

天理市手数料条例の一部改正について

天理市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

平成20年4月24日提出

天理市長 南 佳 策

天理市手数料条例の一部を改正する条例

天理市手数料条例（平成12年3月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで」を加え、同表第2号中「第117条の4第1項」を「第120条第1項」に改め、同表第3号中「第12条の2第1項」を「第12条の2」に改め、同表第4号中「第117条の4第1項」を「第120条第1項」に改め、同表第5号中「第10条第1項」の次に「、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで」を加え、「第117条の4第1項」を「第120条第1項」に改め、同表第6号中「第12条の2第1項」を「第12条の2」に、「第117条の4第1項」を「第120条第1項」に改め、同表第19号中「若しくは第2項又は第12条の2第1項」を「、第12条の3第1項若しくは第2項又は第12条の4第1項」に改め、同表第21号中「第20条第1項」の次に「、第3項又は第4項」を加える。

附 則

この条例は、平成20年5月1日から施行する。